

建築基準法施行細則（昭和36年京都府規則第27号）新旧対照表

現 行			改正案			備 考
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）			
区分	手数料の名称	手数料の額	事務	手数料の名称	手数料の額	
1、2（略）	（略）	（略）	1、2（略）	（略）	（略）	
3 法第7条第1項の規定による建築物の完了検査申請に対する検査	建築物完了検査申請手数料		3 法第7条第1項の規定による建築物の完了検査申請に対する検査	建築物完了検査申請手数料		
(1) 建築物((2)に掲げる部分を除く。)に係るもの			(1) 建築物((2)に掲げる部分を除く。)に係るもの			
ア 建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合(建築にあつては、イに掲げる場合を除く。)			ア 建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合(建築にあつては、イに掲げる場合を除く。)			
(ア) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が30平方メートル以内のもの		1件につき 18,360円(法第7条の3第1項の規定による中間検査(以下この項及び4の項において「中間検査」という。)を受けた場合にあつては、16,320円)	(ア) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が30平方メートル以内のもの		1件につき 18,360円(法第7条の3第1項の規定による中間検査(以下この項及び4の項において「中間検査」という。)を受けた場合にあつては、16,320円)	
(イ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの		1件につき 37,740円(中間検査を受けた場合にあつては、36,720円)	(イ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの		1件につき 37,740円(中間検査を受けた場合にあつては、36,720円)	
(ウ) 当該建築、修		1件につき 42,840円(中	(ウ) 当該建築、修		1件につき 42,840円(中	

繕又は模様替に係る建築増築部分となる場合は、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの

(エ) 当該建築、修繕又は模様替に係る建築増築部分となる場合は、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの

(オ) 当該建築、修繕又は模様替に係る建築増築部分となる場合は、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの

(カ) 当該建築、修繕又は模様替に係る建築増築部分となる場合は、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が1,000平方メートルを超え、

間検査を受けた場合にあつては、41,820円)

1件につき 68,340円(中間検査を受けた場合にあつては、66,300円)

1件につき 122,400円(中間検査を受けた場合にあつては、120,360円)

1件につき 182,580円(中間検査を受けた場合にあつては、172,380円)

繕又は模様替に係る建築増築部分となる場合は、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの

(エ) 当該建築、修繕又は模様替に係る建築増築部分となる場合は、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの

(オ) 当該建築、修繕又は模様替に係る建築増築部分となる場合は、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの

(カ) 当該建築、修繕又は模様替に係る建築増築部分となる場合は、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が1,000平方メートルを超え、

間検査を受けた場合にあつては、41,820円)

1件につき 68,340円(中間検査を受けた場合にあつては、66,300円)

1件につき 122,400円(中間検査を受けた場合にあつては、120,360円)

1件につき 182,580円(中間検査を受けた場合にあつては、172,380円)

2,000平方メートル以内のもの	1 件につき 278,460円 (中間検査を受けた場合に あつては、268,260円)	2,000平方メートル以内のもの	1 件につき 278,460円 (中間検査を受けた場合に あつては、268,260円)
(キ) 当該建築、修繕又は模様替に係る建築物を増築して当該建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1 件につき 391,680円 (中間検査を受けた場合に あつては、381,480円)	(キ) 当該建築、修繕又は模様替に係る建築物を増築して当該建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1 件につき 391,680円 (中間検査を受けた場合に あつては、381,480円)
(ク) 当該建築、修繕又は模様替に係る建築物を増築して当該建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1 件につき 487,560円 (中間検査を受けた場合に あつては、477,360円)	(ク) 当該建築、修繕又は模様替に係る建築物を増築して当該建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1 件につき 487,560円 (中間検査を受けた場合に あつては、477,360円)
(ケ) 当該建築、修繕又は模様替に係る建築物を増築して当該建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1 件につき 910,860円 (中間検査を受けた場合に あつては、900,660円)	(ケ) 当該建築、修繕又は模様替に係る建築物を増築して当該建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に	1 件につき 910,860円 (中間検査を受けた場合に あつては、900,660円)
(コ) 当該建築、修繕又は模様替に係る建築物を増築して当該建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に		(コ) 当該建築、修繕又は模様替に係る建築物を増築して当該建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に	

<p>存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が5万平方メートルを超えるもの</p>		<p>存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が5万平方メートルを超えるもの</p>	
<p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「建築省エネ法」という。）第11条第1項に規定する特定建築物（以下この項において「特定建築物」という。）の場合</p>	<p>1件につき左欄のAに定める額に次の区分に応じそれぞれに定める金額を加えた額</p> <p>(1) 当該特定建築行為に係る非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この項において「特定建築行為」という。）の床面積が5,000平方メートル以内のもの <u>120,360円</u></p> <p>(2) 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>157,080円</u></p> <p>(3) 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの <u>188,700円</u></p>	<p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「建築省エネ法」という。）第11条第1項に規定する特定建築物（以下この項において「特定建築物」という。）の場合</p>	<p>1件につき左欄のAに定める額に次の区分に応じそれぞれに定める金額を加えた額</p> <p>(1) 当該特定建築行為に係る非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この項において「工場等建築物」という。）にあつては、<u>13,260円</u>）</p> <p>(2) 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>74,460円</u>（工場等建築物にあつては、<u>19,380円</u>）</p> <p>(3) 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの <u>120,360円</u>（工場等建築物にあつては、<u>47,940円</u>）</p> <p>(4) 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>157,080円</u>（工場等建築物にあつては、<u>72,420円</u>）</p> <p>(5) 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの <u>188,700円</u>（工場等建築物にあつては、<u>90,780円</u>）</p>

		<p>(4) 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 221,340円</p> <p>(5) 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの 286,620円</p>			<p>(6) 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 221,340円 (工場等建築物にあつては、<u>112,200円</u>)</p> <p>(7) 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの 286,620円 (工場等建築物にあつては、<u>156,060円</u>)</p>
(2) 建築設備に係るもの		1件につき 31,620円	(2) 建築設備に係るもの		1件につき 31,620円
4～8 (略)	(略)	(略)	4～8 (略)	(略)	(略)